

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年六月二十二日法律第七十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第四条の規定（電気事業法目次の改正規定（「第五款 承継（第五十五条の二）」を「第五款 承継（第五十五条の二）」第六款 認定高度保安実施設置者（第五十五条の三

―第五十五条の十三）に改める部分に限る。）、「同法第三章第二節に一款を加える改正規定、同法第百五条の次に一条を加える改正規定、

同法第百十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定（同項第四号の二に係る部分に限る。）、「同法第百二十条第一号の改正規定（「第五十一条の二第三項」の下に「第五十五条の七」を加える部分に限る。）、「同法第五号の改正規定及び同法第八号の次に一号を加える改正規定を除く。」並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 （略）